

令和2年12月1日

## 特定商取引法違反の2事業者に対する取引等停止命令 （6か月）又は業務停止命令（6か月）及び指示並びに 当該業者の役員等2名に対する業務禁止命令（6か月） について

### 【連鎖販売業者（訪問販売にも該当）】

- 消費者庁は、「BRIDGEファーストクラスA」と称する福利厚生サービスを掲載するオンラインモールである「BRIDGE」のうち会員専用部分（以下「ブリッジサイト」といいます。）を利用させる役務（以下「本件役務」といいます。）を提供している連鎖販売業者及び訪問販売業者である株式会社アイエムエスジャパン（東京都世田谷区）（以下「アイエムエス」といいます。）に対し、令和2年11月30日、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」といいます。）第8条第1項の規定に基づき訪問販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を、同法第39条第1項の規定に基づき連鎖販売取引に関する取引の一部等（勧誘（勧誘者に行わせることも含みます。申込受付も同じ。）、申込受付及び契約締結）を、令和2年12月1日から令和3年5月31日までの6か月間、停止するよう命じました（以下「アイエムエスに対する本件業務停止命令」及び「アイエムエスに対する本件取引等停止命令」といいます。）。
  
- また、アイエムエスの統率の下、アイエムエスと連携共同して、本件役務を提供している連鎖販売業者及び訪問販売業者である佐藤彰芳（東京都江東区）（以下「佐藤」といいます。）に対し、令和2年11月30日、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき訪問販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を、同法第39条第1項の規定に基づき連鎖販売取引に関する取引の一部等（勧誘（勧誘者に行わせることも含みます。申込受付も同じ。）、申込受付及び契約締結）を、令和2年12月1日から令和3年5月31日までの6か月間、停止するよう命じました（以下「佐藤に対する本件業務停止命令」及び「佐藤に対する本件取引等停止命令」といいます。）。

- あわせて、アイエムエス及び佐藤に対し、特定商取引法第7条第1項及び第38条第1項の規定に基づき、今回の行為の発生原因について、調査分析の上検証することなどを指示（以下「本件指示」といいます。）しました。
- 消費者庁は、アイエムエスが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている前原健二（以下「前原」といいます。）に対し、特定商取引法第8条の2第1項の規定に基づき、令和2年12月1日から令和3年5月31日までの6か月間、アイエムエスに対する本件業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）及び同法第39条の2第1項の規定に基づき、令和2年12月1日から令和3年5月31日までの6か月間、アイエムエスに対する本件取引等停止命令により取引等の停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。
- また、佐藤に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、令和2年12月1日から令和3年5月31日までの6か月間、佐藤に対する本件業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）及び同法第39条第1項の規定に基づき、令和2年12月1日から令和3年5月31日までの6か月間、佐藤に対する本件取引等停止命令により取引等の停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

## 1 処分対象事業者

### (1) 株式会社アイエムエスジャパン

ア 名 称：株式会社アイエムエスジャパン

(法人番号：1010901000063)

イ 本店所在地：大阪府大阪市中央区南船場4-12-10-10F

東京都世田谷区代沢4丁目17番11号（登記簿上の所在地）

ウ 代 表 者：代表取締役 中邑一郎（なかむらいちろう）  
エ 設 立：昭和61年7月3日  
オ 資 本 金：3000万円  
カ 取 引 類 型：訪問販売、連鎖販売取引

(2) 個人事業主 佐藤彰芳

ア 氏 名：佐藤彰芳（さとうあきよし）  
イ 事業所所在地：東京都江東区豊洲2丁目5番2-1210号  
ウ 取 引 類 型：訪問販売、連鎖販売取引

2 アイエムエス及び佐藤の特定商取引法に違反する行為等

ア 氏名等の明示義務に違反する行為（役務提供事業者又は統括者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示）（特定商取引法第3条及び第33条の2）

イ 契約書面の交付義務に違反する行為（不交付）（特定商取引法第5条第1項及び第37条第2項）

ウ 契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第6条第1項及び第34条第1項）

3 消費者庁が認定したアイエムエス及び佐藤に対する本件業務停止命令、本件取引等停止命令及び本件指示並びに前原及び佐藤に対する業務禁止命令の詳細は、それぞれ、別紙1から6までのとおりです。

【本件に関するお問合せ（消費者庁）】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）  
身近な消費生活相談窓口を御案内します。  
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。  
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社アイエムエスジャパンに対する行政処分の概要  
(連鎖販売取引)

1 事業概要

株式会社アイエムエスジャパン（以下「アイエムエス」という。）は、同社の統率の下、佐藤彰芳（以下「佐藤」という。）と連携共同して、「コミッション（報酬）」と称する紹介料等を収受し得ることをもって、有償で「BRIDGEファーストクラスA」と称する福利厚生サービスを掲載するオンラインモールである「BRIDGE」のうち会員の専用部分（以下「ブリッジサイト」という。）を利用させる役務（以下「本件役務」という。）の提供をあっせんする者（以下「会員」という。）を誘引し、その者と本件役務の対価の支払を伴う本件役務の提供に係る取引（以下「本件連鎖販売取引」という。）を行っている。

当該紹介料等は特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する特定利益に該当し、本件役務の対価の支払は同項に規定する特定負担（以下「特定負担」という。）に該当することから、アイエムエスは、同社の統率の下、佐藤と連携共同して、一連の連鎖販売業（同項に規定する連鎖販売業をいう。以下「本件連鎖販売業」という。）を行っている。

2 処分の内容

(1) 取引等停止命令

アイエムエスは、令和2年12月1日から令和3年5月31日までの間、連鎖販売業に係る連鎖販売取引（特定商取引法第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。以下「連鎖販売取引」という。）のうち、次の取引等を停止すること。

ア アイエムエスの行う連鎖販売取引について勧誘を行い、又は本件連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（特定商取引法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ アイエムエスの行う連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。

ウ アイエムエスの行う連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 指示

ア 勧誘者は特定商取引法第33条の2に規定する氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示）及び同法第34条第1項の規定により禁止される連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為を、アイエムエスは同法第37条第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（不交付）をしている。かかる行為は、特定商取引法の規定に違反するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これらをアイエムエスの役員、同社の業務に従事する者及び会員に、前記（1）の取引等停止命令に係る取引等を再開するまでに周知徹底すること。

イ アイエムエスは、本件連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結しているものであるところ、令和元年10月1日から令和2年11月30日までの間に、同社との間で連鎖販売取引についての契約を締結した全ての相手方（以下「契約の相手方」という。）に対し、以下の事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、同社に対して前記（1）の取引等停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和3年1月4日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足る証票及び通知文書を添付すること。）により報告すること。なお、令和2年12月14日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

(ア) 前記（1）の取引等停止命令の内容

(イ) 本指示の内容

(ウ) 勧誘者は、遅くとも令和元年10月以降、本件連鎖販売業に係る本件役務の提供のあっせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として、連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、当該相手方が特定商取引法第40条の規定に基づき、同法第37条第2項の書面を受領した日から起算して20日以内であれば、ブリッジサイトを利用後も、適法に当該契約の解除（以下「クーリング・オフ」という。）を行うことができるにもかかわらず、あたかもブリッジサイトを利用

した後には、クーリング・オフができなくなるかのように告げていること。

### 3 処分の根拠となる法令

特定商取引法第38条第1項及び第39条第1項

### 4 処分の原因となる事実

アイエムエスは、以下のとおり、特定商取引法の規定に違反する行為をしており、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

#### (1) 氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示）（特定商取引法第33条の2）

勧誘者は、遅くとも平成30年6月以降、連鎖販売取引をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「イベント好きそうだし、友人も欲しそうだし、サポートスタッフのこと詳しく説明してくれる人がいるから、今度、話を聞いてみない。」、「転職について詳しい人がいるから紹介できるよ。」などと告げるのみで、統括者の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を明らかにしていない。

#### (2) 契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第34条第1項）

勧誘者は、遅くとも令和元年10月以降、本件連鎖販売業に係る本件役務の提供のあっせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として、本件連鎖販売取引に係る契約の解除を妨げるため、当該相手方が特定商取引法第40条の規定に基づき、同法第37条第2項の書面を受領した日から起算して20日以内であれば、ブリッジサイトを利用後も、クーリング・オフを行うことができるにもかかわらず、あたかもブリッジサイトを利用した後には、クーリング・オフができなくなるかのように告げている。

#### (3) 契約書面の交付義務に違反する行為（特定商取引法第37条第2項）

アイエムエス及び佐藤は、遅くとも平成30年7月以降、本件連鎖販売業に係る本件役務の提供のあっせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として本件連鎖販売取引についての契約を締結した場合において、本件

連鎖販売取引の契約の内容を明らかにする書面を交付していない。

## 5 勧誘事例

【事例1】（氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示））

平成30年6月、会員Zは、メッセージアプリにより、消費者Aに対し、「新宿の近くで行きつけのお店があるので今度2人で行かないか。」などとメッセージを送り、Aと会う約束を取り付けた。後日、Zは、飲食店において、Aに対し、「イベントに興味がないか。」「友達を増やして交流するのは楽しいよ。」などと告げた。当該飲食店で、会員YがZ及びAに合流した。Aは、Yから、「サポートスタッフという会員になると、色々なイベントに参加できたり、友達もたくさん増えるんだけど。」などと告げられ、「そういうのあるんですね。」などと答えた。翌日、Zは、メッセージアプリにより、Aに対し、「イベント好きそうだし、友人も欲しそうだし、サポートスタッフのこと詳しく説明してくれる人がいるから、今度、話を聞いてみない。」などとメッセージを送り、Aから、Zが「サポートスタッフのこと詳しく説明してくれる人」と称する人物にAを引き合わせる約束を取り付けた。

同年7月、Zは、会員Xと共に、Aと駅で合流すると、喫茶店へ行った。Zは、Aに対し、Zが「サポートスタッフのこと詳しく説明してくれる人」と称する人物について「イベントとかやっている人で、とても忙しい人なんだけど、今日、空けてくれたんだよ。」などと告げた。しばらくすると、Zが「サポートスタッフのこと詳しく説明してくれる人」と称する会員Wが、当該喫茶店に合流した。ここまでの時点で、W、X、Y及びZが、統括者の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類をAに告げたことはなかった。Wは、Aに対し、「イベントに参加したり、活動するのは自由で、空いた時間でできる。」「たくさん友人ができる。」「ただし、アイエムエスの会員になることが必要で、入会金として28万3000円が必要になる。」「友人を紹介すると、2人の場合、4万円を会社からもらえるので、お金を稼ぐことができる。」などと告げた。Aは、その日のうちに、同場所において本件連鎖販売取引に係る契約の申込みを行った。アイエムエスとAは、同月中に当該契約を締結した。

【事例2】（氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示）、契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為）

会員Vは、令和元年8月に、消費者Bが「転職したい」などと話していたのを聞いていたことから、同年9月、メッセージアプリにより、Bに対し「転職したいって言うのはだれだったか」などとメッセージを送り、Bから自分が言ったかもしれない旨の返信があると、Bに電話をかけ「転職について詳しい人いるから紹介できるよ。」などと告げ、Bから、Vが「転職について詳しい人」と称する人物にBを引き合わせる約束を取り付けた。

同年10月、Vは、Bと駅で合流すると飲食店へ行き、Bに対し、Vが「転職について詳しい人」と称する人物について「すごく忙しい人なんだけど、転職のことでいろいろ力になってくれると思うよ。」などと告げた。しばらくすると、Vが「転職について詳しい人」と称する会員Uが、当該飲食店に合流した。ここまでの時点で、U及びVが、統括者の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類をBに告げたことはなかった。Uは、Bに対し、「アイエムエスジャパンには、ブリッジサイトという会員専用のサイトがあって、このサイトを通して、転職サービスを提供している会社のアドバイザーがいろいろ相談にのってくれるよ。」「アイエムエスに入会するのに約29万円が必要なんだけど、自分が新たな会員を紹介したら報酬が支払われて、更に、自分が紹介した会員が新たに会員を入会させると自分にも報酬が支払われて、そのうち自分が何もなくても報酬が得られるようになるんだ。」などと、告げた。

Bは、その日のうちに、同場所において本件連鎖販売取引に係る契約の申込みを行ったが、その際、Uが、Bに対し、「ブリッジサイトを使うとクーリング・オフできなくなるから気を付けてね。」などと告げた。アイエムエスとBは、同月中に当該契約を締結した。

**【事例3】（氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示））**

令和元年7月、会員Tは、メッセージアプリにより、消費者Cに対し、「今ね、音楽事務所のS社長って方と繋がりをもってるRさんって方がいるんだけど音楽関係の仕事すきかなーって思ってさ、だから教えてあげたいなっておもったん。」「見て少しでも興味持ってくれたら一緒にお話聞きに行こ。」「うちも着いていくから一緒に話聞きに行かん？」などとメッセージを送り、Cから、Tが「音楽事務所のS社長って方と繋がりをもってる」とする会員RにCを引き合わせる約束を取り付けた。

同年8月、TとCが駅で合流し、喫茶店へ行くと、入店後間もなくして会員Qが当該喫茶店に合流した。Qは、Cに対し、「自分たちはサークルみたいな

活動をしていて、会員になると、このサークルの会員サイトで転職を紹介できるほか、実際に転職すると30万円が貰える。」「サークルの会員に音楽事務所の社長と知り合いの方がいて、入会するとその人とも知り合いになれるから。」などと告げた。Q、T及びCは、当該喫茶店で2時間ほど話をした後、解散した。

その後、同月中に、Tは、メッセージアプリにより、Cに対し、「音楽関係の社長の知り合いの会員に会ってほしい」などとメッセージを送るなどした。

同年9月、Tは、メッセージアプリにより、Cに対し、Tが「音楽関係の社長と知り合いの会員である「先輩」と称する人物に会わせたい旨のメッセージを送り、再度Cから、RにCを引き合わせる約束を取り付けた。

同月、Tは、Cと駅で合流し、飲食店へ行った。しばらくすると、Rが合流し、R、T及びCは、Cが興味を持っている音楽関係の話やCの転職等に関して話をした。ここまでの時点で、Q、R及びTは、統括者の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類をCに告げたことはなかった。

その後、Rは、Cに対し、「アイエムエスジャパンは30年くらい続いているちゃんとした会社である。」「大手企業と提携してブリッジという会員専用サイトを運営しており、サイト内では転職も紹介できる。」「アミューズメントパークやディズニーランドのチケットが安く購入できる。」「旅行代も安くなり、アイエムエスに入会するだけでお得だ。」などと告げて説明を行った。Rの説明が午後9時を過ぎても終わらなかったため、Cが説明の続きを後日にしてほしいと申し出たことから、R及びTは、Cと再度会う約束をした。

同月、Tは、Cと駅で合流し、飲食店へ行った。しばらくすると、Rが合流し、Cに対して、前回の説明の続きを始め、「友達を紹介してアイエムエスに入会させると、紹介料のような報酬が貰え、一人紹介すると4万円が入る。」「アイエムエスの会員になるためには、28万3千円かかる。」などと告げた。Cは、その日のうちに、同場所において本件連鎖販売取引に係る契約の申込みを行った。アイエムエスとCは、同月中に当該契約を締結した。

佐藤彰芳に対する行政処分の概要  
(連鎖販売取引)

1 事業概要

佐藤彰芳(以下「佐藤」という。)は、株式会社アイエムエスジャパン(以下「アイエムエス」という。)の統率の下、アイエムエスと連携共同して、「コミッション(報酬)」と称する紹介料等を収受し得ることをもって、有償で「BRIDGEファーストクラスA」と称する福利厚生サービスを掲載するオンラインモールである「BRIDGE」のうち会員の専用部分(以下「ブリッジサイト」という。)を利用させる役務(以下「本件役務」という。)の提供をあっせんする者(以下「会員」という。)を誘引し、その者と本件役務の対価の支払を伴う本件役務の提供に係る取引(以下「本件連鎖販売取引」という。)を行っている。

当該紹介料等は特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)第33条第1項に規定する特定利益に該当し、本件役務の対価の支払は同項に規定する特定負担(以下「特定負担」という。)に該当することから、佐藤は、アイエムエスの統率の下、アイエムエスと連携共同して、一連の連鎖販売業(同項に規定する連鎖販売業をいう。以下「本件連鎖販売業」という。)を行っている。

2 処分の内容

(1) 取引等停止命令

佐藤は、令和2年12月1日から令和3年5月31日までの間、連鎖販売業に係る連鎖販売取引(特定商取引法第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。以下「連鎖販売取引」という。)のうち、次の取引等を停止すること。

ア 佐藤の行う連鎖販売取引について勧誘を行い、本件連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者(特定商取引法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。)に勧誘を行わせること。

イ 佐藤の行う連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。

ウ 佐藤の行う連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令

佐藤は、令和2年12月1日から令和3年5月31日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止すること。

ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は勧誘者に勧誘を行わせること。

イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。

ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(3) 指示

勧誘者は特定商取引法第33条の2に規定する氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示）及び同法第34条第1項の規定により禁止される連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為を、佐藤は同法第37条第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（不交付）をしている。かかる行為は、特定商取引法の規定に違反するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これらを佐藤の業務に従事する者及び会員に、前記（1）の取引等停止命令に係る取引等を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令

特定商取引法第38条第1項及び第39条第1項

4 処分の原因となる事実

佐藤は、以下のとおり、特定商取引法の規定に違反する行為をしており、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示）（特定商取引法第33条の2）

勧誘者は、遅くとも平成30年6月以降、連鎖販売取引をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「イベント好きそうだし、友人も欲しそうだし、サポートスタッフのこと詳しく説明してくれる人が

いるから、今度、話を聞いてみない。」「転職について詳しい人がいるから紹介できるよ。」などと告げるのみで、統括者の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を明らかにしていない。

(2) 契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第34条第1項）

勧誘者は、遅くとも令和元年10月以降、本件連鎖販売業に係る本件役務の提供のあっせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として、本件連鎖販売取引に係る契約の解除を妨げるため、当該相手方が特定商取引法第40条の規定に基づき、同法第37条第2項の書面を受領した日から起算して20日以内であれば、ブリッジサイトを利用後も、クーリング・オフを行うことができるにもかかわらず、あたかもブリッジサイトを利用した後には、クーリング・オフができなくなるかのように告げている。

(3) 契約書面の交付義務に違反する行為（特定商取引法第37条第2項）

佐藤及びアイエムエスは、遅くとも平成30年7月以降、本件連鎖販売業に係る本件役務の提供のあっせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として本件連鎖販売取引についての契約を締結した場合において、本件連鎖販売取引の契約の内容を明らかにする書面を交付していない。

## 5 勧誘事例

【事例1】（氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示））

平成30年6月、会員Zは、メッセージアプリにより、消費者Aに対し、「新宿の近くで行きつけのお店があるので今度2人で行かないか。」などとメッセージを送り、Aと会う約束を取り付けた。後日、Zは、飲食店において、Aに対し、「イベントに興味がないか。」「友達を増やして交流するのは楽しいよ。」などと告げた。当該飲食店で、会員YがZ及びAに合流した。Aは、Yから、「サポートスタッフという会員になると、色々なイベントに参加できたり、友達もたくさん増えるんだけど。」などと告げられ、「そういうのあるんですね。」などと答えた。翌日、Zは、メッセージアプリにより、Aに対し、「イベント好きそうだし、友人も欲しそうだし、サポートスタッフのこと詳しく説明してくれる人がいるから、今度、話を聞いてみない。」などとメッセージを送り、Aから、Zが「サポートスタッフのこと詳しく説明してくれる人」と称

する人物にAを引き合わせる約束を取り付けた。

同年7月、Zは、会員Xと共に、Aと駅で合流すると、喫茶店へ行った。Zは、Aに対し、Zが「サポートスタッフのこと詳しく説明してくれる人」と称する人物について「イベントとかやっている人で、とても忙しい人なんだけど、今日、空けてくれたんだよ。」などと告げた。しばらくすると、Zが「サポートスタッフのこと詳しく説明してくれる人」と称する会員Wが、当該喫茶店に合流した。ここまでの時点で、W、X、Y及びZが、統括者の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類をAに告げたことはなかった。Wは、Aに対し、「イベントに参加したり、活動するのは自由で、空いた時間でできる。」、「たくさんの友人ができる。」、「ただし、アイエムエスの会員になることが必要で、入会金として28万3000円が必要になる。」、「友人を紹介すると、2人の場合、4万円を会社からもらえるので、お金を稼ぐことができる。」などと告げた。Aは、その日のうちに、同場所において本件連鎖販売取引に係る契約の申込みを行った。アイエムエスとAは、同月中に当該契約を締結した。

【事例2】（氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示）、契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為）

会員Vは、令和元年8月に、消費者Bが「転職したい」などと話していたのを聞いていたことから、同年9月、メッセージアプリにより、Bに対し「転職したいって言うのはだれだったか」などとメッセージを送り、Bから自分が言ったかもしれない旨の返信があると、Bに電話をかけ「転職について詳しい人がいるから紹介できるよ。」などと告げ、Bから、Vが「転職について詳しい人」と称する人物にBを引き合わせる約束を取り付けた。

同年10月、Vは、Bと駅で合流すると飲食店へ行き、Bに対し、Vが「転職について詳しい人」と称する人物について「すごく忙しい人なんだけど、転職のことでいろいろ力になってくれると思うよ。」などと告げた。しばらくすると、Vが「転職について詳しい人」と称する会員Uが、当該飲食店に合流した。ここまでの時点で、U及びVが、統括者の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類をBに告げたことはなかった。Uは、Bに対し、「アイエムエスジャパンには、ブリッジサイトという会員専用のサイトがあって、このサイトを通して、転職サービスを提供している会社のアドバイザーがいろいろ相談にのってくれるよ。」、「アイエムエスに入会するのに約29万円が必要なんだけど、自

分が新たな会員を紹介したら報酬が支払われて、更に、自分が紹介した会員が新たに会員を入会させると自分にも報酬が支払われて、そのうち自分が何もしなくても報酬が得られるようになるんだ。」などと、告げた。

Bは、その日のうちに、同場所において本件連鎖販売取引に係る契約の申込みを行ったが、その際、Uが、Bに対し、「ブリッジサイトを使うとクーリング・オフできなくなるから気を付けてね。」などと告げた。アイエムエスとBは、同月中に当該契約を締結した。

**【事例3】（氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示）**

令和元年7月、会員Tは、メッセージアプリにより、消費者Cに対し、「今ね、音楽事務所のS社長って方と繋がりをもってるRさんって方がいるんだけど音楽関係の仕事すきかなーって思ってさ、だから教えてあげたいなっておもったん。」、「見て少しでも興味持ってくれたら一緒にお話聞きに行こ。」、「うちも着いていくから一緒に話聞きに行かん？」などとメッセージを送り、Cから、Tが「音楽事務所のS社長って方と繋がりをもってる」とする会員RにCを引き合わせる約束を取り付けた。

同年8月、TとCが駅で合流し、喫茶店へ行くと、入店後間もなくして会員Qが当該喫茶店に合流した。Qは、Cに対し、「自分たちはサークルみたいな活動をしていて、会員になると、このサークルの会員サイトで転職を紹介できるほか、実際に転職すると30万円が貰える。」、「サークルの会員に音楽事務所の社長と知り合いの方がいて、入会するとその人とも知り合いになれるから。」などと告げた。Q、T及びCは、当該喫茶店で2時間ほど話をした後、解散した。

その後、同月中に、Tは、メッセージアプリにより、Cに対し、「音楽関係の社長の知り合いの会員に会ってほしい」などとメッセージを送るなどした。

同年9月、Tは、メッセージアプリにより、Cに対し、Tが「音楽関係の社長と知り合いの会員である「先輩」と称する人物に会わせたい旨のメッセージを送り、再度Cから、RにCを引き合わせる約束を取り付けた。

同月、Tは、Cと駅で合流し、飲食店へ行った。しばらくすると、Rが合流し、R、T及びCは、Cが興味を持っている音楽関係の話やCの転職等に関して話をした。ここまでの時点で、Q、R及びTは、統括者の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類をCに告げたことはなかった。

その後、Rは、Cに対し、「アイエムエスジャパンは30年くらい続いてい

るちゃんとした会社である。」、「大手企業と提携してブリッジという会員専用サイトを運営しており、サイト内では転職も紹介できる。」、「アミューズメントパークやディズニーランドのチケットが安く購入できる。」、「旅行代も安くなり、アイエムエスに入会するだけでお得だ。」などと告げて説明を行った。Rの説明が午後9時を過ぎても終わらなかったため、Cが説明の続きを後日にしてほしいと申し出たことから、R及びTは、Cと再度会う約束をした。

同月、Tは、Cと駅で合流し、飲食店へ行った。しばらくすると、Rが合流し、Cに対して、前回の説明の続きを始め、「友達を紹介してアイエムエスに入会させると、紹介料のような報酬が貰え、一人紹介すると4万円が入る。」、「アイエムエスの会員になるためには、28万3千円かかる。」などと告げた。Cは、その日のうちに、同場所において本件連鎖販売取引に係る契約の申込みを行った。アイエムエスとCは、同月中に当該契約を締結した。

前原健二に対する行政処分の概要  
(連鎖販売取引)

1 名宛人

前原健二（まえはらけんじ）（以下「前原」という。）

2 処分の内容

前原は、令和2年12月1日から令和3年5月31日までの間、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止すること。

- (1) 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第33条第2項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（同法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。
- (2) 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。
- (3) 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第39条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、株式会社アイエムエスジャパン（以下「アイエムエス」という。）に対し、特定商取引法第39条第1項の規定に基づき、アイエムエスが行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。
- (2) 前原は、アイエムエスに対し、取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者（特定商取引法第39条の2第1項に規定する役員）であり、かつ、アイエムエスが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

株式会社アイエムエスジャパンに対する行政処分の概要  
(訪問販売)

1 事業概要

株式会社アイエムエスジャパン（以下「アイエムエス」という。）は、同社の統率の下、佐藤彰芳（以下「佐藤」という。）と連携共同して、有償で「BRIDGEファーストクラスA」と称する福利厚生サービスを掲載するオンラインモールである「BRIDGE」のうち会員の専用部分（以下「ブリッジサイト」という。）を利用させる役務（以下「本件役務」という。）に係る役務提供を受ける契約（以下「本件役務提供契約」という。）を既に締結し同社から勧誘の委託を受けた者（以下「会員」という。）をして、営業所等以外の場所である飲食店等において、本件役務提供契約の申込みを受け、本件役務提供契約を締結させていることから、このような同社が行う本件役務の提供は、訪問販売（特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売をいう。以下同じ。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

アイエムエスは、令和2年12月1日から令和3年5月31日までの間、訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア アイエムエスの行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ アイエムエスの行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ アイエムエスの行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 指示

ア アイエムエスは、特定商取引法第3条に規定する氏名等の明示義務に違反する行為（役務提供事業者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示）、同法第5条第1項に規定する書面の交付義務に違反する行為（不交付）及び同法第6条第1項の規定により禁止される訪問販売に係る役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしている。かかる行為は、特定商取引法の規定に違反するものであることから、

当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これらをアイエムエスの役員、同社の業務に従事する者及び会員に、前記（１）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ アイエムエスは、訪問販売により、本件役務提供契約を締結しているものであるところ、令和元年１０月１日から令和２年１１月３０日までの間に、同社との間で訪問販売により本件役務提供契約を締結した全ての相手方（以下「契約の相手方」という。）に対し、以下の事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、同社に対して前記（１）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和３年１月４日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足りる証票及び通知文書を添付すること。）により報告すること。なお、令和２年１２月１４日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

（ア）前記（１）の業務停止命令の内容

（イ）本指示の内容

（ウ）アイエムエスは、遅くとも令和元年１０月以降、訪問販売に係る本件役務提供契約の解除を妨げるため、当該契約の相手方が特定商取引法第９条の規定に基づき、同法第５条第１項の書面を受領した日から起算して８日以内であれば、ブリッジサイトを利用後も、適法に当該契約の解除（以下「クーリング・オフ」という。）を行うことができるにもかかわらず、あたかもブリッジサイトを利用した後には、クーリング・オフができなくなるかのように告げていること。

### 3 処分の根拠となる法令

特定商取引法第７条第１項及び第８条第１項

### 4 処分の原因となる事実

アイエムエスは、以下のとおり、特定商取引法の規定に違反する行為をしており、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（１）氏名等の明示義務に違反する行為（役務提供事業者の名称、勧誘目的及

び役務の種類の不明示) (特定商取引法第3条)

アイエムエス及び佐藤は、遅くとも平成30年6月以降、訪問販売をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「イベント好きそうだし、友人も欲しそうだし、サポートスタッフのこと詳しく説明してくれる人がいるから、今度、話を聞いてみない。」、「転職について詳しい人がいるから紹介できるよ。」などと告げるのみで、役務提供事業者の名称、本件役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を明らかにしていない。

(2) 契約書面の交付義務に違反する行為 (特定商取引法第5条第1項)

アイエムエス及び佐藤は、遅くとも平成30年7月以降、本件役務提供契約を締結した場合において、本件役務提供契約の内容を明らかにする書面を役務の提供を受ける者に対して交付していない。

(3) 契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為 (特定商取引法第6条第1項)

アイエムエス及び佐藤は、遅くとも令和元年10月以降、訪問販売に係る本件役務提供契約の解除を妨げるため、本件役務提供契約の相手方が特定商取引法第9条の規定に基づき、同法第5条第1項の書面を受領した日から起算して8日以内であれば、ブリッジサイトを利用後も、クーリング・オフを行うことができるにもかかわらず、あたかもブリッジサイトを利用した後は、クーリング・オフができなくなるかのように告げている。

## 5 勧誘事例

【事例1】(氏名等の明示義務に違反する行為(役務提供事業者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示))

平成30年6月、会員Zは、メッセージアプリにより、消費者Aに対し、「新宿の近くで行きつけのお店があるので今度2人で行かないか。」などとメッセージを送り、Aと会う約束を取り付けた。後日、Zは、飲食店において、Aに対し、「イベントに興味がないか。」、「友達を増やして交流するのは楽しいよ。」などと告げた。当該飲食店で、会員YがZ及びAに合流した。Aは、Yから「サポートスタッフという会員になると、色々なイベントに参加できたり、友達もたくさん増えるんだけど。」などと告げられ、「そういうのあるんですね。」などと答えた。翌日、Zは、メッセージアプリにより、Aに対し、「イベント好きそうだし、友人も欲しそうだし、サポートスタッフのこと詳しく説明

してくれる人がいるから、今度、話を聞いてみない。」などとメッセージを送り、Aから、Zが「サポートスタッフのこと詳しく説明してくれる人」と称する人物にAを引き合わせる約束を取り付けた。

同年7月、Zは、会員Xと共に、Aと駅で合流すると、喫茶店へ行った。Zは、Aに対し、Zが「サポートスタッフのこと詳しく説明してくれる人」と称する人物について「イベントとかやっている人で、とても忙しい人なんだけど、今日、空けてくれたんだよ。」などと告げた。しばらくすると、Zが「サポートスタッフのこと詳しく説明してくれる人」と称する会員Wが、当該喫茶店に合流した。ここまでの時点で、W、X、Y及びZが、役務提供事業者の名称、本件役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類をAに告げたことはなかった。Wは、Aに対し、「イベントに参加したり、活動するのは自由で、空いた時間でできる。」、「たくさんの友人ができる。」、「ただし、アイエムエスの会員になることが必要で、入会金として28万3000円が必要になる。」、「友人を紹介すると、2人の場合、4万円を会社からもらえるので、お金を稼ぐことができる。」などと告げた。

Aは、その日のうちに、同場所において本件役務提供契約に係る契約の申込みを行った。アイエムエスとAは、同月中に当該契約を締結した。

**【事例2】**（氏名等の明示義務に違反する行為（役務提供事業者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示）、契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為）

会員Vは、令和元年8月に消費者Bが「転職したい」などと話していたのを聞いていたことから、同年9月、メッセージアプリにより、Bに対し「転職したいって言うのはだれだったか」などとメッセージを送り、Bから自分が言ったかもしれない旨の返信があると、Bに電話をかけ「転職について詳しい人がいるから紹介できるよ。」などと告げ、Bから、Vが「転職について詳しい人」と称する人物にBを引き合わせる約束を取り付けた。

同年10月、Vは、Bと駅で合流すると、飲食店へ行き、Bに対し、Vが「転職について詳しい人」と称する人物について「すごく忙しい人なんだけど、転職のことでいろいろ力になってくれると思うよ。」などと告げた。しばらくすると、Vが「転職について詳しい人」と称する会員Uが、当該飲食店に合流した。ここまでの時点で、U及びVが、役務提供事業者の名称、本件役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類をBに告げたことはなかった。Uは、Bに対し、「アイエムエスジャパンには、ブリッジサイトという会員専用のサイトがあって、このサイトを通して、転職

サービスを提供している会社のアドバイザーがいろいろ相談にのってくれるよ。」「アイエムエスに入会するのに約29万円が必要なんだけど、自分が新たな会員を紹介したら報酬が支払われて、更に、自分が紹介した会員が新たに会員を入会させると自分にも報酬が支払われて、そのうち自分が何もしなくても報酬が得られるようになるんだ。」などと告げた。

Bは、その日のうちに、同場所において本件役務提供契約に係る契約の申込みを行ったが、その際、Uが、Bに対し、「ブリッジサイトを使うとクーリング・オフできなくなるから気を付けてね。」などと告げた。アイエムエスとBは、同月中に当該契約を締結した。

**【事例3】（氏名等の明示義務に違反する行為（役務提供事業者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示））**

令和元年7月、会員Tは、メッセージアプリにより、消費者Cに対し、「今ね、音楽事務所のS社長って方と繋がりをもってるRさんって方がいるんだけど音楽関係の仕事すきかなーって思ってさ、だから教えてあげたいなっておもったん。」「見て少しでも興味持ってくれたら一緒にお話聞きに行こ。」「うちも着いていくから一緒に話聞きに行かん？」などとメッセージを送り、Cから、Tが「音楽事務所のS社長って方と繋がりをもっている」とする会員RにCを引き合わせる約束を取り付けた。

同年8月、TとCが駅で合流し、喫茶店へ行くと、入店後間もなくして会員Qが当該喫茶店に合流した。Qは、Cに対し、「自分たちはサークルみたいな活動をしていて、会員になると、このサークルの会員サイトで転職を紹介できるほか、実際に転職すると30万円が貰える。」「サークルの会員に音楽事務所の社長と知り合いの方がいて、入会するとその人とも知り合いになれるから。」などと告げた。Q、T及びCは、当該喫茶店で2時間ほど話をした後、解散した。

その後、同月中に、Tは、メッセージアプリにより、Cに対し、「音楽関係の社長の知り合いの会員に会ってほしい」などとメッセージを送るなどした。

同年9月、Tは、メッセージアプリにより、Cに対し、Tが「音楽関係の社長と知り合いの会員」である「先輩」と称する人物に会わせたい旨のメッセージを送り、再度Cから、RにCを引き合わせる約束を取り付けた。

同月、Tは、Cと駅で合流し、飲食店へ行った。しばらくすると、Rが合流し、R、T及びCは、Cが興味を持っている音楽関係の話やCの転職等について話をした。ここまでの時点で、Q、R及びTは、役務提供事業者の名称、本件役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る

役務の種類をCに告げたことはなかった。

その後、Rは、Cに対し、「アイエムエスジャパンは30年くらい続いているちゃんとした会社である。」、「大手企業と提携してブリッジという会員専用サイトを運営しており、サイト内では転職も紹介できる。」、「アミューズメントパークやディズニーランドのチケットが安く購入できる。」、「旅行代も安くなり、アイエムエスに入会するだけでお得だ。」などと告げて説明を行った。Rの説明が午後9時を過ぎても終わらなかったため、Cが説明の続きを後日にしてほしいと申し出たことから、R及びTは、Cと再度会う約束をした。

同月、Tは、Cと駅で合流し、飲食店へ行った。しばらくすると、Rが合流し、Cに対して、前回の説明の続きを始め、「友達を紹介してアイエムエスに入会させると、紹介料のような報酬が貰え、一人紹介すると4万円が入る。」、「アイエムエスの会員になるためには、28万3千円かかる。」などと告げた。

Cは、その日のうちに、同場所において本件役務提供契約に係る契約の申込みを行った。アイエムエスとCは、同月中に当該契約を締結した。

佐藤彰芳に対する行政処分の概要  
(訪問販売)

1 事業概要

佐藤彰芳（以下「佐藤」という。）は、株式会社アイエムエスジャパン（以下「アイエムエス」という。）の統率の下、アイエムエスと連携共同して、有償で「BRIDGEファーストクラスA」と称する福利厚生サービスを掲載するオンラインモールである「BRIDGE」のうち会員の専用部分（以下「ブリッジサイト」という。）を利用させる役務（以下「本件役務」という。）に係る役務提供を受ける契約（以下「本件役務提供契約」という。）を既に締結し同人から勧誘の委託を受けた者（以下「会員」という。）をして、営業所等以外の場所である飲食店等において、本件役務提供契約の申込みを受け、本件役務提供契約を締結させていることから、このような同人が行う本件役務の提供は、訪問販売（特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売をいう。以下同じ。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

佐藤は、令和2年12月1日から令和3年5月31日までの間、訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 佐藤の行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- イ 佐藤の行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- ウ 佐藤の行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令

佐藤は、令和2年12月1日から令和3年5月31日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止すること。

- ア 訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- イ 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- ウ 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(3) 指示

佐藤は、特定商取引法第3条に規定する氏名等の明示義務に違反する行為（役務提供事業者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示）、同法第5条第1項に規定する書面の交付義務に違反する行為（不交付）及び同法第6条第1項の規定により禁止される訪問販売に係る役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしている。かかる行為は、特定商取引法の規定に違反するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これらを佐藤の業務に従事する者及び会員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令

特定商取引法第7条第1項及び第8条第1項

4 処分の原因となる事実

佐藤は、以下のとおり、特定商取引法の規定に違反する行為をしており、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 氏名等の明示義務に違反する行為（役務提供事業者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示）（特定商取引法第3条）

佐藤及びアイエムエスは、遅くとも平成30年6月以降、訪問販売をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「イベント好きそうだし、友人も欲しそうだし、サポートスタッフのこと詳しく説明してくれる人がいるから、今度、話を聞いてみない。」「転職について詳しい人がいるから紹介できるよ。」などと告げるのみで、役務提供事業者の名称、本件役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を明らかにしていない。

(2) 契約書面の交付義務に違反する行為（特定商取引法第5条第1項）

佐藤及びアイエムエスは、遅くとも平成30年7月以降、本件役務提供契約を締結した場合において、本件役務提供契約の内容を明らかにする書面を役務の提供を受ける者に対して交付していない。

(3) 契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第6条第1項）

佐藤及びアイエムエスは、遅くとも令和元年10月以降、訪問販売に係る本件役務提供契約の解除を妨げるため、本件役務提供契約の相手方が特定商取引法第9条の規定に基づき、同法第5条第1項の書面を受領した日から起算して8日以内であれば、ブリッジサイトを利用後も、クーリング・オフを行うことができるにもかかわらず、あたかもブリッジサイトを利用した後は、クーリング・オフができなくなるかのように告げている。

## 5 勧誘事例

【事例1】（氏名等の明示義務に違反する行為（役務提供事業者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示））

平成30年6月、会員Zは、メッセージアプリにより、消費者Aに対し、「新宿の近くで行きつけのお店があるので今度2人で行かないか。」などとメッセージを送り、Aと会う約束を取り付けた。後日、Zは、飲食店において、Aに対し、「イベントに興味がないか。」「友達を増やして交流するのは楽しいよ。」などと告げた。当該飲食店で、会員YがZ及びAに合流した。Aは、Yから「サポートスタッフという会員になると、色々なイベントに参加できたり、友達もたくさん増えるんだけど。」などと告げられ、「そういうのあるんですね。」などと答えた。翌日、Zは、メッセージアプリにより、Aに対し、「イベント好きそうだし、友人も欲しそうだし、サポートスタッフのこと詳しく説明してくれる人がいるから、今度、話を聞いてみない。」などとメッセージを送り、Aから、Zが「サポートスタッフのこと詳しく説明してくれる人」と称する人物にAを引き合わせる約束を取り付けた。

同年7月、Zは、会員Xと共に、Aと駅で合流すると、喫茶店へ行った。Zは、Aに対し、Zが「サポートスタッフのこと詳しく説明してくれる人」と称する人物について「イベントとかやっている人で、とても忙しい人なんだけど、今日、空けてくれたんだよ。」などと告げた。しばらくすると、Zが「サポートスタッフのこと詳しく説明してくれる人」と称する会員Wが、当該喫茶店に合流した。ここまでの時点で、W、X、Y及びZが、役務提供事業者の名称、本件役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類をAに告げたことはなかった。Wは、Aに対し、「イベントに参加したり、活動するのは自由で、空いた時間でできる。」「たくさんの友人ができる。」「ただし、アイエムエスの会員になることが必要で、入会金として28万3000円が必要になる。」「友人を紹介すると、2人の場合、4万円

を会社からもらえるので、お金を稼ぐことができる。」などと告げた。Aは、その日のうちに、同場所において本件役務提供契約に係る契約の申込みを行った。アイエムエスとAは、同月中に当該契約を締結した。

【事例2】（氏名等の明示義務に違反する行為（役務提供事業者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示）、契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為）

会員Vは、令和元年8月に消費者Bが「転職したい」などと話していたのを聞いていたことから、同年9月、メッセージアプリにより、Bに対し「転職したいって言うのはだれだったか」などとメッセージを送り、Bから自分が言ったかもしれない旨の返信があると、Bに電話をかけ「転職について詳しい人いるから紹介できるよ。」などと告げ、Bから、Vが「転職について詳しい人」と称する人物にBを引き合わせる約束を取り付けた。

同年10月、Vは、Bと駅で合流すると、飲食店へ行き、Bに対し、Vが「転職について詳しい人」と称する人物について「すごく忙しい人なんだけど、転職のことでいろいろ力になってくれると思うよ。」などと告げた。しばらくすると、Vが「転職について詳しい人」と称する会員Uが、当該飲食店に合流した。ここまでの時点で、U及びVが、役務提供事業者の名称、本件役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類をBに告げたことはなかった。Uは、Bに対し、「アイエムエスジャパンには、ブリッジサイトという会員専用のサイトがあって、このサイトを通して、転職サービスを提供している会社のアドバイザーがいろいろ相談にのってくれるよ。」、「アイエムエスに入会するのに約29万円が必要なんだけど、自分が新たな会員を紹介したら報酬が支払われて、更に、自分が紹介した会員が新たに会員を入会させると自分にも報酬が支払われて、そのうち自分が何もしなくても報酬が得られるようになるんだ。」などと告げた。

Bは、その日のうちに、同場所において本件役務提供契約に係る契約の申込みを行ったが、その際、Uが、Bに対し、「ブリッジサイトを使うとクーリング・オフできなくなるから気を付けてね。」などと告げた。アイエムエスとBは、同月中に当該契約を締結した。

【事例3】（氏名等の明示義務に違反する行為（役務提供事業者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示））

令和元年7月、会員Tは、メッセージアプリにより、消費者Cに対し、「今ね、音楽事務所のS社長って方と繋がりをもってるRさんって方がいるだけ

ど音楽関係の仕事すきかなーって思ってさ、だから教えてあげたいなっておもったん。」、「見て少しでも興味持ってくれたら一緒にお話聞きに行こ。」、「うちも着いていくから一緒に話聞きに行かん？」などとメッセージを送り、Cから、Tが「音楽事務所のS社長って方と繋がりをもってる」とする会員RにCを引き合わせる約束を取り付けた。

同年8月、TとCが駅で合流し、喫茶店へ行くと、入店後間もなくして会員Qが当該喫茶店に合流した。Qは、Cに対し、「自分たちはサークルみたいな活動をしていて、会員になると、このサークルの会員サイトで転職を紹介できるほか、実際に転職すると30万円が貰える。」、「サークルの会員に音楽事務所の社長と知り合いの方がいて、入会するとその人とも知り合いになれるから。」などと告げた。Q、T及びCは、当該喫茶店で2時間ほど話をした後、解散した。

その後、同月中に、Tは、メッセージアプリにより、Cに対し、「音楽関係の社長の知り合いの会員に会ってほしい」などとメッセージを送るなどした。

同年9月、Tは、メッセージアプリにより、Cに対し、Tが「音楽関係の社長と知り合いの会員」である「先輩」と称する人物に会わせたい旨のメッセージを送り、再度Cから、RにCを引き合わせる約束を取り付けた。

同月、Tは、Cと駅で合流し、飲食店へ行った。しばらくすると、Rが合流し、R、T及びCは、Cが興味を持っている音楽関係の話やCの転職等について話をした。ここまでの時点で、Q、R及びTは、役務提供事業者の名称、本件役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類をCに告げたことはなかった。

その後、Rは、Cに対し、「アイエムエスジャパンは30年くらい続いているちゃんとした会社である。」、「大手企業と提携してブリッジという会員専用サイトを運営しており、サイト内では転職も紹介できる。」、「アミューズメントパークやディズニーランドのチケットが安く購入できる。」、「旅行代も安くなり、アイエムエスに入会するだけでお得だ。」などと告げて説明を行った。Rの説明が午後9時を過ぎても終わらなかったため、Cが説明の続きを後日にしてほしいと申し出たことから、R及びTは、Cと再度会う約束をした。

同月、Tは、Cと駅で合流し、飲食店へ行った。しばらくすると、Rが合流し、Cに対して、前回の説明の続きを始め、「友達を紹介してアイエムエスに入会させると、紹介料のような報酬が貰え、一人紹介すると4万円が入る。」、「アイエムエスの会員になるためには、28万3千円かかる。」などと告げた。Cは、その日のうちに、同場所において本件役務提供契約に係る契約の申込みを行った。アイエムエスとCは、同月中に当該契約を締結した。

前原健二に対する行政処分の概要  
(訪問販売)

1 名宛人

前原健二（まえはらけんじ）（以下「前原」という。）

2 処分の内容

前原は、令和2年12月1日から令和3年5月31日までの間、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止すること。

- (1) 訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙4のとおり、株式会社アイエムエスジャパン（以下「アイエムエス」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、アイエムエスが行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 前原は、アイエムエスに対し、取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者（特定商取引法第8条の2第1項に規定する役員）であり、かつ、アイエムエスが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。